

中城村ブライダル支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、様々なリスクを考慮し結婚式等の実施について慎重を期する中城村民のカップルに対し、助成金を予算の範囲内において交付する中城村ブライダル支援事業補助金（以下「補助金」という。）を中城村補助金等の交付に関する規則（平成25年6月1日付規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) カップル 結婚する予定である、又は結婚している2人をいう。
- (2) 結婚 法律婚（婚姻届を提出した戸籍上の婚姻関係）又は事実婚（婚姻届を提出していないが、事実上法律婚に準ずる関係）をいう。
- (3) 会場 沖縄県内施設とする。
- (4) 結婚式等 結納、挙式、披露宴等をいう。

(対象カップル)

第3条 補助金の交付の対象となるカップル（以下「対象カップル」という。）は、補助金の交付申請時において次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) カップルの一方、又は両方が結婚式等を実施した時点で中城村に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、中城村の住民基本台帳に記録されている者
 - (2) 既婚者でも未挙式者か、結婚式等を行うカップル。但し、新型コロナウイルス感染症の影響による期間に限る。
 - (3) 令和4年4月1日から令和5年2月28日までに会場において結婚式等を実施した者
- 2 前項の規定にかかわらず、カップルの一方又は両方が次の各号のいずれかに該当する場合は対象カップルとしない。
- (1) 令和5年3月10日までに申請し、その後本補助金の交付を受けている場合
 - (2) 令和5年3月10日までに申請し、その後本補助金の交付決定を取り消された場合
 - (3) 村税の滞納がある場合
 - (4) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年7月26日沖縄県条例35号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員である場合
 - (5) その他村長が適当でないと認める場合

(補助の額)

第4条 補助金の額は、一律10万円とし10万円に満たない場合は実費とする。

(補助の対象)

第5条 補助の対象は結婚式等に要した費用とする。

(申請者)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、カップルのうち、第3条第1項第1号の要件を満たす者とする。この場合において、カップルが共に前段の要件を満

たす場合は、いずれか一方のみが申請者となることができる。

(交付申請等)

第7条 申請者は、結婚式等を実施した後に、中城村ブライダル支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、令和5年3月10日までに村長に提出しなければならない。

- (1) 中城村ブライダル支援事業補助金の申請に関する誓約書兼同意書(様式第2号)
- (2) 式場の利用及びその日付を証する契約書等の写し
- (3) 結婚式等に要した費用及びその支払いを証する領収書等の写し
- (4) 対象カップル及び結婚式等の参加者が写る結婚式等の画像データ
- (5) その他村長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 村長は、申請者の提出があった場合は、速やかに内容の審査を行い、補助金の交付を決定したときは、中城村ブライダル支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定に基づき行う実績報告は、第7条に規定する交付申請をもってこれに代えるものとする。

(補助金の交付)

第10条 村長は、第8条の規定により交付決定をした場合、申請者が指定した口座への振込により補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第11条 村長は、対象カップルが次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請書等の内容に虚偽がある場合
- (2) その他補助金を交付することが本事業の趣旨に反すると村長が認める場合

2 村長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該交付決定に係る補助金を既に交付しているときは、申請者に対して期限を定めてその返金を命じることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。